新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について(工事)

- 1 工事及び修繕(以下「工事」という。)の円滑な施工確保を図る観点から、 工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案 しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、 手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事 者等の健康管理に留意すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③ 密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられることから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- 3 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下、「感染者等」という。)であることが判明した場合には、速やかに発注者に報告すること。また、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。なお、感染者等があることが判明した場合は、当該工事のみならず、本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合があります。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について(業務委託)

- 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務場所等のみならず関係する会社・事務所等も含め、業務の状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての業務従事者等の健康管理に留意すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③ 密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられていることから、業務場所等における朝礼・点呼や各種の打合せ、詰め所等での食事・休憩など、業務関係者の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における業務などにおいては、他の業務従事者等と一定の距離を保つことや業務場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- 3 業務従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下、「感染者等」という。)であることが判明した場合には、速やかに発注者に報告すること。また、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。なお、感染者等があることが判明した場合は、当該業務のみならず、本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合があります。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とします。